# 学校いじめ防止基本方針

(いじめ防止等のための基本的な方針)



# 潮来市立日の出中学校

2024年4月1日改訂

# 潮来市立日の出中学校いじめ防止基本方針

#### はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第13条の規定や「いじめの防止等のための基本的な方針」と「市いじめ防止基本方針」(以下「市の基本方針」という。)を参酌し、いじめの防止等に資するため、「潮来市立日の出中学校いじめ防止基本方針」(以下「日の出中の基本方針」という。)を策定した。

いじめは、昭和60年以来「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきたが、平成18年に「一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」と変更された。また、平成25年度以降は、いじめ防止対策推進法の規定により「一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。力の優劣に基づき継続した攻撃が行われることはいじめの本質をついており、決して許されるものではない。また、いじめは意図的かつ集団的に行われたり、周囲がいじめと認識しながら放置したりすることもあり、いじめを受ける者にとって孤立感や無力感を深める要因となっている。このようなことからいじめは、いじめる側といじめられる側の双方に、人の存在や生存を否定するような感情が生まれ重大な事態につながるものである。また、いじめはどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを認識しておくことが重要であると考える。

今後、この「日の出中学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係機関と 連携を図り、いじめの防止等に職員が一丸となって取り組んでいく。

2024年4月1日

潮来市立日の出中学校長 篠塚 一典

# 目次

# はじめに

1	いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方・・・・・・・・・1
2	「潮来市立日の出中学校いじめ防止対策会議」の設置・・・・・・・・1
3	いじめの防止等に関する措置・・・・・・・・・・・・・2
4	関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	教職員研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
6	重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	学校評価における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

# (1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(法第2条第1項)をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

# (2) 日の出中学校の基本的な考え方

# ア基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解し、職員はいじめを絶対に生まない防止対策を講じるものとする。

#### イ 基本姿勢

- (ア) 全ての生徒の人権が尊重される、安全・安心な学校づくり・学級づくりを目指す。
- (イ) 生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- (ウ) 生徒理解を深め、早期発見・早期対応に努める。

# 2 「潮来市立日の出中学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「日の出中学校いじめ防止対策会議」を設置する。

# (1) 会議の構成員

ア 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、保健主事、その他校長が必要と認める者

イ 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合専門的な知見を有する者。(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等)

#### (2) 会議の事務の所掌

ア 日の出中の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正 を行うこと。

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。

- ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。
- エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- オ いじめの相談窓口として相談を受けること。
- カ 教職員研修の企画、立案に関すること。
- キ 生徒向けの情報モラル教育に関すること。

#### (3) 会議の招集

週1回の企画会に内包する形での定例会とする。いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時に招集する。報告窓口を生徒指導主事・学年主任とし、集約担当を生徒指導主事とする。

#### 3 いじめの防止等に関する措置

# (1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育については、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

### ア 授業や学級活動

授業や学級活動においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力(そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力)を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

加えて、道徳の授業や学級活動を通して、人権意識を育み知識理解だけにとどまらず、お互いに一人一人を大切にした行動がとれるようになることを目指す。

- (ア) 授業においては、生徒指導の実践上の4つの視点を意識し、それらを組み込んだ授業改善の推進に努める。
  - ・自己存在感の感受
- ・共感的な人間関係の育成
- ・自己決定の場の提供
- ・安全・安心な風土の醸成
- (1) 学級での話合い活動や体験活動等を、生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。また、生徒が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級の環境をつくりだす。
- (ウ) 生徒自身が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者 理解を学んだりする。

- (I) いじめの事例検討やロールプレイ等を取り入れ、行動レベルで「いじめをしない」感覚を身に付ける。
- (オ) 障害への理解を深めるための指導や相互に互いの違いを認め合うことができる学級経営 を行うことによって、学級を生徒が安心して何でも話し合える居場所にする。

# イ 生徒会活動、学校行事、部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感(他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受けとめられる感覚)を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

- (ア) 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で生徒が他者のための奉仕活動等や、 異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。
- (1) 学校行事等を生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、生徒会活動や委員会活動を活性 化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通 して、いじめに向かわない人格づくりをする。
- (ウ) 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験 することなどを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

# ウ 適切な援助希求

いじめを受けている生徒が問題を一人で抱え込むことなく、信頼できる大人や友人に悩みを打ち明けることができるよう、「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかりと受け止めることができる学級・学校づくりを行う。

(ア) 各種教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を、学級活動、保健体育 (保健分野)等の学習と関連させ、各学年において夏季休業までに年間1単位時間以上実 施する。

# エ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいため、保護者との連携を深めると ともに、生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、事例集等のデジタルコンテンツを用いた指導を行うなど、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

# (2) 早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、十分に生徒の観察等をすることで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声がけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

### ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、 学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入させる。また、自分や自 分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定でき なくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

# イ HyperQ-Uの実施

よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート「HyperQ-U」を(年2回)行い、いじめの発生・深刻化の予防やいじめを受けている生徒の発見に活用する。特に非承認群、侵害行為認知群、学級生活不満足群、要支援群の生徒については、「日の出中学校いじめ防止対策会議」で情報を共有し、適切な指導を行う。

# ウ いじめ防止チェックリストの活用

学校生活・家庭での生活の様子からの気付きを全職員で確認・共有する。このことでいじめだけではなく、虐待・DV・SOS・ヤングケアラー等の兆候を見逃さないようにすることで早期発見と丁寧な対応に努める。

#### エ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合に、学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

#### オー相談窓口の周知

いじめの相談については、関係機関の電話番号や相談窓口のメールアドレスを、生徒や保護者へ周知するとともに、学校ではいつでも誰でも相談できることを確認する等、いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う生徒との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

- (ア) 日頃から担任や授業担当者が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。
- (1) 定期的に行う個別面談(年3回)の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。
- (ウ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば生徒の訴えを傾聴する。
- (I) 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。
- (オ) 必要に応じて、個別に話を聞く時間を設ける。

### カ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等をすることで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候(例 以下の(ア)~(オ)等)を見逃さないよう努める。特に、些細な兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該生徒へ個別に声がけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

- (ア) 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。
- (イ) 朝のあいさつ等で、いつもより元気がない。
- (ウ) 授業中の言語活動等の話合い活動で、他の生徒とあまり話さない。
- (I) 休み時間に一人でいることが多かったり、教室にいられなかったりする。また、職員室や 保健室に行く回数が多い。
- (オ) 親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。

#### (3) いじめへの対応

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の生命・身体・財産の安全を確保すると とも に、「いじめ防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじ めに対して組織的に対応する。

#### ア被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心の ケアや見守りを依頼する等、連携・協力して対応する。

# イ 実態の把握

被害者、加害者及び関係する生徒などから十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を 図るとともに、把握した事実を市教育委員会や鹿行教育事務所、県教育委員会などに報告 する。

# ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう指導する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、連携・協力して対応する。

# エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、 削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措 置を速やかに講じる。インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等 のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全 し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じ ない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて市教育委員会や法務局等の関係機関の協力を 求める。

# オ 重大事態の調査と報告(詳細は6) (法・第28条)

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がある。 がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。市長が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### 4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

#### (1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「家庭の役割」について説明するとともに協力 を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その

保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、アンケート調査や聞き取り調査、個別面談等を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

#### (2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談 員や地域住民等と連携・協力体制を構築する。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を 得ながら対応する。

# (3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

# (4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等から、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体 等の責任者や、生徒が在籍する学校と連携して対応する。

#### (5) その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

# 5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

# (1) 基本方針の共通理解

毎年、年度初めに、全職員でこの基本方針について共通理解を図る。

#### (2) 実践的研修

スクールカウンセラー等を活用し、カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修 を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図 る。

# (3) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境 等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

# (5) SOS の受け止め方についての研修

生徒からの SOS を適切に受け止め、対応するための知識、技能を教員が身に付けるための研修を実施する。

# 6 重大事態への対処

生徒がいじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)がある場合、又は「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てが合ったとき」がある場合、次の対処を行う。

#### (1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

# (2) 実態把握

当該事案に関する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

#### (3) 被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

# (4) 加害者対応

いじめの加害生徒に対しては毅然とした対応をし、いじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導する。

# (5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

# (6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

# (7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。

加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

# (8) 同種事態の発生防止

当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

# 7 学校評価における留意事項

評価結果を基に、いじめへの取組が計画通りに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や全体計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

# 【指導の手順】いじめの事実が認められてからの取組

指導過程	対象者	対 応 内 容	担当者
初期対応及び早期対応	加害者	被害生徒の安全確保を最優先	関係職員・教頭
	被害者	に対応する。	生徒指導主事
		   必要に応じて関係機関との連	
		携を行う。	
体制の準備		いじめ発見後、直ちに関係職	校長、教頭、教務主任、生
		員によるいじめ防止対策会議を	   徒指導主事、学年主任、
		開催する。	養護教諭、特別支援教育
		事実の聞き取りの手順及び役	コーディネーター、保健主事等
		割分担を決定する。	
事実の聴取	被害者	被害者、関係者の順または関	生徒指導主事·関係職員
	関係者	係者、被害者の順に聴取し、それ	
	加害者	をもとに加害者の聴取にあた	
		る。	
事実の整理		聴取内容の整合性を検討し事	生徒指導主事
		実の全容をまとめる。	
事実確認	被害者	まとめた事実の全容に誤りが	生徒指導主事
	加害者	ないかを被害者と加害者の双方	関係職員
		に確認する。	
指導方針の決定		確認した事実をもとに指導方	校長、教頭、教務主任、生
		針及び解決までの見通しを立て	徒指導主事、学年主任、
		る。	養護教諭、特別支援教育
			コーディネーター、保健主事等
保護者への連絡	被害保護者	事実の連絡・指導に対する要	学年主任(校長・教頭)・
		望の聞き取り・指導方針の説明	担任等
	加害保護者	事実の連絡・保護者の指導を要	学年主任(校長・教頭)・
		請・被害者宅への謝罪等の確認	担任等
指 導	被害者本人	いじめはいかなる理由におい	関係職員
		ても絶対にしてはならないこと	生徒指導主事
	加害者本人	を指導する。	教頭
謝罪・関係調整	被害者本人	必要に応じて家庭訪問や、関	校長
	(被害保護者)	係者の召喚をし、謝罪や関係改	
	加害者本人	善の指導を行う。被害者に対す	
	(加害保護者)	る加害者の今後の対応について	
		双方の保護者に対し確認する。	

事後のケア	被害者	継続的に教育相談を行った	担任・養護教諭
		り、スクールカウンセラーによ	スクールカウンセラー
		るカウンセリングを行い心のケ	
		アを行う。	
事後指導	被害者	謝罪で終わりではなく指導の	職員全体
(経過観察)	加害者	始まりと考え、良好な人間関係	
		を築けるように継続して指導す	
		る。	

2016年 4月1日策定 2020年 4月1日改訂 2020年10月23日改訂 2021年 4月1日改訂 2022年 4月1日改訂 2023年 4月1日改訂 2024年 4月1日改訂